

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定の趣旨

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。全教職員はもとより、保護者や地域住民も含めて、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応する必要がある。

そして、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むようにするために、甲山小学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることとらえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。あわせて、いじめ問題への取組の重要性について地域、保護者に認識を広め、一体となって取組を推進するための普及啓発も必要である。

以上の5点をいじめ防止対策の基本的な考え方として、以下、実施体制、いじめ防止等に係る取組、重大事態への対応、取組の検証と学校運営の改善の項目に分けて具体的な取組内容を示す。

## 4 実施体制

- ① いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対応のために、校内に「いじめ防止委員会」を設ける。委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事で構成する。
- ② 本委員会は、月1回の定例会を持ち学校の状況等について情報交換するとともに必要に応じて随時開催する。また、会議の内容によっては、校長の意向により他の関係職員を招集する。
- ③ 本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、学校基本方針に基づく取組を実施する。
- ④ 本委員会の役割は、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの相談・通報の窓口、いじめの疑いに関する情報収集と記録、いじめの疑いに関わる情報があつた場合の緊急会議の開催と取組等がそれに当たる。

## 5 いじめ防止等に係る取組

### ① 未然防止のための取組

- 教職員は、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という強い認識に立ち、授業中だけではなく、休憩中や掃除時間などでもしっかりと児童と関わり、児童が示すちょっとした変化を見逃さない対応をする。
- 授業づくりでは、児童にとって楽しくわかる授業づくりを進める。そのためには、すべての児童が参加できる授業を工夫したり、授業のなかでしっかりと児童の発言を受けとめ認めたりすることを通して、教師と児童との信頼関係が深まる授業になるよう取り組む。
- 道徳教育や人権教育の充実、体験活動やふるさと学習の推進を通して、児童のコミュニケーション能力や社会性を育むとともに、相手を思いやる気持ちやお互いを大切にする心情を高め、豊かな心を培う取組を行う。

### ② 早期発見・早期解決に向けての取組

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを教職員は認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 最近しゃべらなくなったとか保健室によく行く、休憩中に一人でいる、不必要な物を学校に持って来るなど児童が示すちょっとした変化や危険信号を見逃さないように教職員はアンテナを高く保ち、児童と関わる。
- いじめ防止及びいじめの早期発見につながる児童に対する定期的・計画的なアンケート調査や、個別面談を実施する。

### ③ 児童生徒の主体的な活動の支援

- 学校行事や学年行事では、児童同士がお互いに協力し合ったり助け合ったりする学習を基にして、児童同士がお互いの人格を尊重できるよう工夫した取組を行う。
- 児童会の中に、いじめ防止等の委員会を設置し、児童が主体的に活動できるように支援する。
- いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントに関わるアンケート調査を、児童に対して学期に1回行い、実態把握と早期の対応に取り組む。

### ④ ネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、携帯電話やインターネットの正しい利用方法やその危険性について十分に理解できるように情報モラル教育を行う。
- ネット等を利用する場合のスキルを向上させるとともに、問題のある書き込みの削除や、SNS（ソーシャル・ネット・サービス）の不適切な利用に対して適切な指導を行う。

### ⑤ 警察への相談・通報

- いじめの状況が、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようなときは、警察への相談や通報を行い、警察と連携して対応する。

## ⑥ いじめ防止対策に関する研修

- いじめ防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について校内研修や職員会議で研修を行い、日常的に教職員全体の共通理解を図っていく。
- いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントに関わるアンケート調査を、保護者に対して学期に1回行い、実態把握と早期の対応に取り組む。
- 日常的に、いじめ防止等に係る保護者への啓発及び広報、相談窓口の設置及び広報を行い、いじめ問題に対する理解を深める取組を進める。

## 6 重大事態への対応

### ① 重大事態の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ② 具体的な対応

- ただちに世羅町教育委員会に報告し指示を受ける。学校が主体となって調査する場合には、被害児童又は保護者の訴えを十分に聴くとともに、早急に事実関係を明らかにする。
- アンケート調査を実施した場合は、その結果について被害児童の保護者に対して情報提供するとともに、場合によっては臨時保護会等において開示する。
- 加害児童又は保護者に対しては、事実関係をもとに本人の将来を見すえてこれからどうすべきか考えさせる話し合いの場を持ち反省させる。
- 加害児童に対する指導が困難な場合やいじめが犯罪として認められる場合は、世羅町教育委員会との連携のうえ、警察署に相談する。

## 7 取り組みの検証と学校運営の改善

### ① 取組の検証

- いじめ及び体罰、セクシュアル・ハラスメントに関わるアンケート調査を、保護者に対して学期に1回行い、実態把握と早期の対応に取り組む。
- 児童に対する個別面談やアンケート調査の結果をもとに、学級や児童の個々の状況を分析して学校全体として新たな具体的な取組を行う。

### ② 学校運営の改善

- 場や時間を確保するために、業務改善を組織的に行い、教職員が子どもと向き合いいじめ防止等に適切に取り組むことができるようにする。
- 1週間に一回は職員室や教室の整理整頓を行うと共に、暮会で「子どもを語る会」を定期的に行い、実態把握をもとに改善に向けて組織的に取組を行う。